

二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第三項の表第三条の二第一項の項  
三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第四項の表第三条の二第一項の項及び同条第六項の表第三条の二第一項の項

内閣総理大臣 岸田 文雄  
総務大臣 松本 剛明  
財務大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
農林水産大臣臨時代理 明宏  
国務大臣 西村 康稔  
経済産業大臣 西村 康稔  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
環境大臣 西村 明宏

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十二号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。  
附則第一条の二第一項から第四項までの規定及び附則第一条の三第一項中「平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は」を「国土交通大臣は、当分の間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
内閣総理大臣 岸田 文雄

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

（デジタル社会形成基本法の一部改正）

第一条 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条・第三十八条」を「第三十八条・第三十九条」に改める。  
第三十一条中「第三十七条第二項第十二号」を「第三十八条第二項第十二号」に改める。  
第三十三条中「第三十七条第二項第十四号」を「第三十八条第二項第十四号」に改める。

第三十八条を第三十九条とする。  
第三十七条第二項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。  
十五 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策  
第三十七条を第三十八条とする。  
第五章中第二十六条を第三十七条とする。  
第四章中第二十五条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し）  
第三十六条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）  
第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第十六条―第十九条）」を「第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十六条・第十七条）」に改める。

第一条中「施策」の下に「及び情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策」を加える。  
第十條中「次に」を「次の各号に」に、「この節の」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「定めるもの」を「定めるもの」この節の規定」に改め、同条第二号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「第七條第一項、第八條第一項又は前條第一項を」又は第七條第一項に「除く。」を「除く。」第六條及び第七條の規定」に改め、同條に次の一号を加える。

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の法令の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第八條第一項又は前條第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）第八條及び前條の規定  
第十九條を第二十一條とし、第十八條を第二十條とし、第十七條を第十九條とし、第十六條の前を見出しを削り、同條を第十八條とし、同條の前に見出しとして「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を付する。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。  
第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

（情報通信技術の進展への対応）  
第十六条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づき手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

（規制の見直しに資する情報通信技術に関する情報の公表及び活用）  
第十七条 内閣総理大臣は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、情報通信技術に関する情報であつて当該見直しに資するものについて、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

2 国の行政機関等は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しの検討に当たっては、前項の規定により公表された情報を活用するよう努めなければならない。

認定を受けた者は、自動車運転代行業を廃止したときは、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。  
第九條第二項中「認定証の交付」を「認定」に改め、「当該認定証をその」を削り、「返納しなれば」を「その旨を記載した届出書を提出しなれば」に改め、同條第三項中「認定証の返納」を「届出書の提出」に改める。

第十一條の見出しを「料金の揭示等」に改め、同條中「これを」を「当該料金について」、「」に改め、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、第六條第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなればならぬ」に改める。

第五 自動車運転代行業者は、第一項の規定により自動車運転代行業約款を定め、又は変更したときは、第六條第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなればならぬ。  
第十五條中「揭示した」を「定め、又は変更した」に改める。

第十七條第一項中「第四條の」を削る。  
第二十二條第二項中「まで」の下に「及び第五項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十四條第一項第三号中「第四條の」を削る。  
第二十九條中「政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を」を「命令を」に、「それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を」を「その命令」に改める。

第三十二條第五号中「第四條の」を削る。  
第三十三條第三号中「届出を」を「届出書の提出を」に改め、同條第四号中「違反した」を「違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した」に改め、同條第六号中「の規定」を「又は第五項の規定」に改める。

第三十五條中「違反した」を「違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した」に改める。  
(確定拠出年金法の一部改正)

第五十二條 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
第九十四條の見出しを「標識の揭示等」に改め、同條第一項中「営業所ごと」を「主務省令で定める様式の標識について、営業所ごとに」、「主務省令で定める様式の標識を揭示しなれば」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ)により公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同條第二項中「揭示して」を「揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第五十三條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十四條第十一項第一号ハ中「公告」の下に「第五十九條の八において準用する銀行法第五十二條の二の九第二項の規定による揭示及び同條第三項の規定による閲覧に供する措置を含む。」を加える。

第五十九條の八中「主務大臣」との下に、「同法第五十二條の二の九第三項中「第四十九條の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七條」とあるのは「農林中央金庫法第九十六條の二第一項」と、「同條第一号」とあるのは「同項第一号」とを加える。  
第九十九條の三第二号中「第五十二條の四十第一項」の下に「又は第二項」を加え、同條第三号中「第五十二條の四十第二項」を「第五十二條の四十第三項」に改める。  
第一百條第一項第九号の四中「若しくは揭示」を「揭示若しくは閲覧に供する措置」に改める。  
(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第五十四條 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。  
第五十條の見出しを「標識の揭示等」に改め、同條中「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十五條において同じ)により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第六十五條の見出しを「標識の揭示等」に改め、同條中「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。  
第一百四十三條第二号中「よる標識を掲げない」を「違反した」に改める。

第五十五條 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
第八條第二号中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。  
第十八條の見出しを「料金等の揭示等」に改め、同條中「事項を」を「事項について」、「」に、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第五十二條第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同條の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。  
(不動産登記法の一部改正)

第五十六條 不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十三條第二項中「関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつても関係人に交付する旨」を「一次に掲げる事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面」に、「法務局又は」を「法務局若しくは」に、「揭示する」を「揭示し、又は当該事項を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 関係人の氏名又は名称
- 二 通知をすべき事項
- 三 前号の事項を記載した書面をいつても関係人に交付する旨

附則

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第六条第一項に規定する請求書の様式は、この省令による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則別記様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○環境省令第二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第五十条（同法第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）及び第八十条第二項の規定並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

経済産業大臣 齋藤 健

環境大臣 伊藤信太郎

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
	(引取業者の標識の揭示)	(引取業者の標識の揭示)
	第四十九条 (略)	第四十九条 (略)
	3  2 (略)	2 (略)
	3 法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	(新規)
	一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合	(新規)
	二 自ら管理するウェブサイト有していない場合	(新規)
	(準用)	(準用)
	第五十四条 (略)	第五十四条 (略)
	2 (略)	2 (略)
	3  2 法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	(新規)
	一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合	(新規)
	二 自ら管理するウェブサイト有していない場合	(新規)
	(解体業者の標識の揭示)	(解体業者の標識の揭示)
	第五十九条 (略)	第五十九条 (略)
	2 (略)	2 (略)
	3  2 法第六十五条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	(新規)
	一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合	(新規)
	二 自ら管理するウェブサイト有していない場合	(新規)

第六十五条 (準用) (略)

3 法第七十二条において準用する法第六十五条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
  - 二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- (情報通信の技術を利用する方法)

第八十一条 法第八十条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び第六条において同じ。)をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

第六十五条 (準用) (略)

2 (新規)

(情報通信の技術を利用する方法)

第八十一条 法第八十条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

改正前

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

附則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。